

計画期間

本計画の期間は、基本計画については令和6年度から令和11年度、実施計画については令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

【計画の期間】



◆ 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更する等その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。本町においても、各施策の取組状況の進捗状況について適宜確認を行い、本計画の着実な実現に努めます。

【本計画における PDCA サイクルのイメージ】



大槌町障がい福祉プラン

第4期大槌町障がい者計画
第7期大槌町障がい福祉計画
第3期大槌町障がい児福祉計画

概要版



計画の趣旨と背景

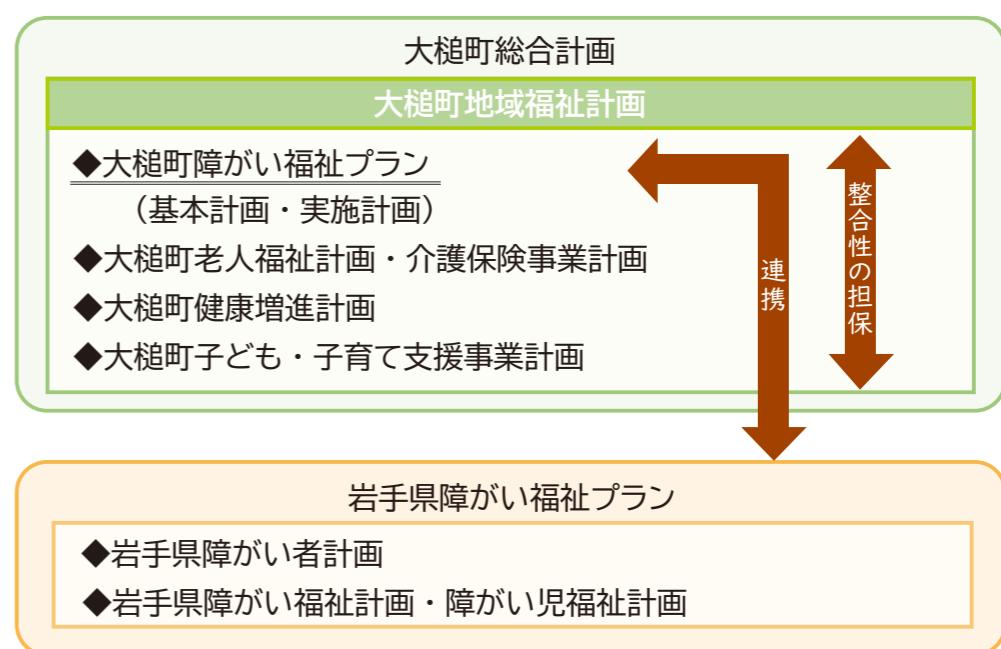
本町では、平成31（2019）年3月に令和5（2023）年度末までの5か年を計画期間とした「大槌町障がい福祉プラン（第3期大槌町障がい者計画）」を基本計画として策定し、令和3年（2021）3月に策定した「第6期大槌町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を実施計画として、『ともにつくるふれあいのまち大槌』を基本理念に、障がい者が安心して地域で自立した生活ができる社会の実現に向けたまちづくりを推進してきました。

本計画は、国・県の動向や上位計画にあたる大槌町総合計画や大槌町地域福祉計画の方向性を踏まえつつ、これまで取り組んだ障がい者施策の実績や課題を確認するとともに、今後の大槌町における障がい者施策の一層の充実を図り、障がいのある人もない人もすべての住民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進していきます。

計画の位置づけ

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、本町では障害者総合支援法第88条の規定による市町村障がい福祉計画、及び児童福祉法第33条の規定による市町村障がい児福祉計画と一体的に策定します。

「第4期大槌町障がい者計画」は、本町の障がい者施策の基本理念を実現するための基本計画、「第7期大槌町障がい福祉計画」及び「第3期大槌町障がい児福祉計画」は実施計画として、各種サービスの見込値や生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めています。



第4期大槌町障がい者計画

施策の体系

第3期計画の施策の分野を継承しつつ、国の障害者基本計画と整合を図り、本計画における施策体系を次のとおりとします。

基本理念

ともにつくるふれあいのまち大槌



目標
1

地域で安心して生活できる まちづくりの推進

施策1 障がい者の人権を尊重し、適切な支援の推進

- (1) 障がい者の権利擁護
- (2) 相談支援体制の充実・強化
- (3) 障害福祉サービスの充実
- (4) 多様な障がいへの対応

施策2 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実

- (1) 保健・医療・福祉の連携
- (2) 療育支援体制の充実
- (3) 教育の充実
- (4) 障がい者の高齢化への対応

目標
2

社会的自立と社会参加の推進

施策1 障がい者の自己選択・自己決定に基づく自立と社会参加の促進

- (1) 雇用・就労の支援促進
- (2) 社会参加活動の促進
- (3) 障がい者に対する理解の促進
- (4) 情報提供及びコミュニケーション支援の充実

目標
3

福祉のまちづくりの推進

施策1 障がい者が安心して暮らしていくける地域づくりの推進

- (1) 障がい者を支える人材等の育成
- (2) 住民主体の福祉活動の促進
- (3) 住みよい環境づくりの推進
- (4) 安全・防災対策の充実

第7期大槌町障がい福祉計画（前期）・第3期大槌町障がい児福祉計画（前期）

サービス提供体制の確保に係る成果目標の設定

国の基本的な指針に基づき、成果目標を定めて取り組みを推進します。

指標	目標（令和8年度末）
● 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
地域生活移行者数	3人（6%）
施設入所者数	設定しない
● 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
地域移行に関する障がい福祉サービスの利用者見込数	地域移行支援 1人 地域定着支援 1人 共同生活援助 1人 自立生活援助 1人 自立訓練・生活訓練 1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回
● 地域生活支援の充実	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	自立支援協議会において運用状況を検証、検討を行う
検討回数	1回以上
強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズの把握	自立支援協議会において、支援体制の整備について検討する
● 福祉施設から一般就労への移行等	
一般就労への移行者数	移行者数 2.56人（1.28倍） 就労移行支援 1.31人（1.31倍） 就労継続支援 A型 1.29人（1.29倍） 就労継続支援 B型 1.28人（1.28倍）
就労定着支援事業利用者数	1.41人（1.41倍）
● 障がい児支援の提供体制の整備等	
児童発達支援センターの設置数	自立支援協議会において、整備について検討する
保育所等訪問支援の充実	体制の整備に努め、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	事業所と学校等の支援内容の共有・環境整備等、緊密な連携を図り重層的な地域支援体制の構築を目指す
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	協議の場：自立支援協議会子ども支援部会を協議の場として設置済 コーディネーター：圏域にて配置済
● 相談支援体制の充実・強化等	
基幹相談支援センターの設置	自立支援協議会において、設置について検討する
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	自立支援協議会において、実施について検討する
● 障害福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る体制の構築	
岩手県が実施する研修への参加人数	2人